

議第7号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日提出

市会運営委員会

委員長 齊藤達也

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第102条の次に次の1条を加える。

（合理的な配慮を必要とする者への対応）

第102条の2 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、議場において合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うものとする。

第104条中「、つえ」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、議場において合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

（合理的な配慮を必要とする者への対応）

第 102 条 の 2 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念にのっとり、議場において合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うものとする。

（議場内への帽子、コート等の着用又は携帯禁止）

第 104 条 議場には、帽子、コート、マフラー——、かさの類を着用し、又は
、つえ
携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長の許可を受けたときは、この限りでない。